

放課後等デイサービス

こどもトレーニングひろばやながわ

令和3年4月1日

感染症予防及び発生時の対応マニュアル

集団活動を行う場である、学校や放課後等デイサービスは、感染症に感染する可能性が高くなりやすい。感染症にかかる可能性を低くすること、また感染症が発生した場合でも早期発見し、拡大を防ぐことを目的にマニュアルを作成する。

1. 感染経路の理解

- 1) 飛沫感染 咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛ぶ病原体が含まれた小さな水滴を近くににいる人が吸い込むことで感染する。飛沫は1-2m飛び散る。
2m以上離れていれば感染の可能性は低くなる。
- 2) 空気感染咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛び出した病原体が浮遊し、同じ空間にいる人が吸い込むことで感染する。
- 3) 接触感染 握手、だっこ、キスなどの直接接触感染と汚染されたドアノブ、手すり、遊具などを介して感染する間接触感染がある。病原体の付着した手で口、鼻、目を触ること、病原体の付着した遊具等を舐めること等によって、病原体が体内に侵入する。
- 4) 経口感染 病原体を含んだ食物や水分を摂取することで感染する。
- 5) 血液・体液感染
幼児においては接触が濃厚であること、怪我をしたり皮膚に傷があることで、血液や体液を介した感染が起こりうる。
- 6) 節足性動物感染 病原体を保有する昆虫やダニがヒトを吸血する時に感染する。

2. 予防

1) 手洗い

正しい手洗いを励行する。タオルではなく、ペーパータオルを常設する。

また、玄関にはバイオトロール性抗菌剤（商品名：ノロノット）を常設し、通所事業所に到着後、ノロノットにて手指消毒を行う様に指導を行う。

2) 咳・くしゃみの対応

風邪症状がある場合にはマスクを着用することが望ましい。マスク着用していない場合は袖や上着の内側出口や鼻を覆い、飛散することを防ぐ。鼻をかんだ時、唾液が手についた時などは流水下で石鹸を用いて洗う。

3) 嘔吐物

嘔吐物は、ゴム手袋、マスクを着用し、ペーパータオルや使い古しの布で拭き取る。拭き取ったものはビニール袋に二重に入れて密封して、廃棄する。

処理後、石鹼、流水で手を洗う。手洗い後にはよく乾燥させて、ノロノットの噴霧を行う。

嘔吐物のあった場所には、ノロノットの噴霧を行い、消毒をはかる。

4) 便の取り扱い

おむつ交換、トイレ介助時の排便処理の際は、使い捨て手袋を着用する。その後、石鹼を用いて流水でしっかりと手洗いを行い、ノロノットの噴霧を行う。

5) 血液・体液の取り扱い

血液、体液については慎重に取り扱う。例えば、皮膚に傷や病変がある場合は絆創膏などで覆うなどの防護を行う。鼻出血や外傷に触れる場合は、使い捨て手袋を着用し、終了後は手洗い、ノロノット噴霧を行う。

6) 清掃

複数の人が頻繁に触れる取っ手、スイッチなどはノロノットで抗菌・消毒を行う。屋外では、蚊の産卵を減らすために、植木鉢の受け皿など水たまりをつくらないようにする。

7) 換気、湿度に関して

部屋の換気空気感染対策のため、子供のいない時間帯を見計らい、少なくとも一日一回以上の換気を行う。湿度を保つため、加湿器を適宜使用する。

8) 調理

放課後等デイサービスでクッキングを行う場合、児童・スタッフ共にマスクを着用することとする。また、食材の管理や調理器具の洗浄などに十分に注意を払う。

調理前には手指にノロノットの噴霧を行う。

(アレルギー調査を入所時に行い、アレルギーの有無の確認を行う。)

9) プール

プール前後にはシャワーを用いて体をよく洗う。

排泄が自立していない利用者の場合、プールの利用をお断りさせていただく場合がある。

10) 外遊び

公園等外出を行う際には、肌の露出も極力抑えた服装を推奨する。

11) 職員の衛生管理

職員の感染症罹患を予防するために、手指の消毒、うがいの実施、適宜飲水を促す。

また、毎年流行の時期を推測し、適切な時期に会社負担にてインフルエンザの予防接種を推奨する。

12) 利用者の情報

利用者の罹患歴の把握、日常の健康状態の把握を行う。また、学校や他の施設の感染症情報の収集に努める。

3.感染症発生時の対応

- 1) 感染症の発生の連絡が家族等から来たら ➡発病もしくは潜伏期間と思われる時期の確認 ➡接触した可能性のある利用者、職員の特特定 ➡感染の可能性のある人へ速やかに連絡し、感染の拡大を防ぐための対応依頼を行う ➡職員間で情報を共有し、消毒範囲の拡大、手洗いの徹底など再度確認する。
- 2) 学校や他のサービス提供施設からも感染症発生状況の情報を得て、自施設での感染拡大を防ぐ対応を行う
- 3) 集団発生が疑われるなど必要な場合は保健所、所管へ連絡し助言を受ける。
- 4) インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法施行規則に従い通所を再開する。
(令和3年4月時点…発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで)